



# はかりの定期検査をご存知ですか？

計量法第19条の規定により、取引および証明に使用する「はかり」は、定期検査の受検が義務付けられています。

Q どんな「はかり」が検査対象になるの？

A 取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象です。

## 検査の対象となる「はかり」の一例

### 《取引とみなされる事例》

- (1) スーパー、商店等で量目を表記（明示）した商品の売買に使用するはかり
- (2) 工場、事業所等で原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- (3) 学校、給食センター等で食材などの購入のために使用するはかり
- (4) 運送業者等（宅配便取次店を含む）が貨物の運賃算出等に使用するはかり
- (5) 農業・漁業で農産物、水産物のなどの売買、出荷のために使用するはかり
- (6) 病院、調剤薬局等で薬の調剤用に使用するはかり
- (7) 廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用するはかり
- (8) 自動詰込機（自動はかり）により詰め込んだ商品の量目を最終確認するための非自動はかり
- (9) 観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記のために使用するはかり

### 《証明と見なされる事例》

- (1) 保健所（保健センター）、病院、学校、社会福祉施設、幼稚園、保育園、産婦人科医院等で法・条例等に定められた健康診断（体重測定）に使用するはかり（体重計）

## 検査の対象から除かれる「はかり」の一例

- (1) 事業所、飲食店、パン屋、製麺所等で原材料の配合（調理）に使用するはかり
- (2) 個人が健康管理のために使用するはかり（体重計）
- (3) 公民館、公衆浴場等に設置されたはかり（体重計）
- (4) 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- (5) 農家で試しはかりとして使用するはかり
- (6) 動物病院で治療のために使用するはかり
- (7) 商店等で量目を表記（明示）しないで、商品を小分けにするためのみに使用するはかり

Q 検査料金がかかりますか？

A 長野県の条例、「計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則」で定められています。はかりの種類により料金が異なります。

（裏面へ続く）

Q いつ検査すればよいのですか？

A 検査の周期は、2年です。伊那市では、平成18年の合併により、偶数年検査対象地区と、奇数年検査対象地区とがあります。

偶数年地区は、旧伊那市地区で、奇数年地区は、旧高遠町、旧長谷村地区です。なお、検査を実施するに当たり検査の通知をしていますので、新たに検査が必要な方は、商工振興課までご連絡ください。

Q 検査は「どこで」受ければよいのですか？

A 指定された検査会場まで、はかりを持参していただき検査を行います。

また、大型のものなど移動することが困難なはかり・移動することにより故障が予想されるはかり等については、計量士による「代検査」を受検してください。

「代検査」につきましては、長野県計量協会までお問い合わせください。

Q 検査は「どうやって」受ければよいですか？

A 検査実施に当たり検査の通知をしていますので、指定された検査会場まではかりを持参し、検査を受けてください。初めて検査を受けられる方は、商工振興課までご連絡いただくか、直接検査会場までお越しください。検査の際、検査手数料が必要となります。

Q 指定された検査会場へ行けない。平日は常にはかりを使っているときはどうすればよいのですか？

A 休日や夜間に検査は行っていません。指定した日時で受験できない場合は、定期検査に代わる検査「代検査」を利用することができます。

これは、受験者が計量士と直接契約して検査を受け、その旨を県に報告することにより、定期検査が免除されるシステムです。

なお、検査手数料は、長野県の条例で定めた額ではありません。

Q 定期検査を受けないと罰則がありますか？

A 計量法第173条の規定に基づき、50万円以下の罰金となっています。

また未受験者に対しては、立ち入り検査等により、定期検査の受検を指導します。

Q 定期検査を受けたい場合や代検査を受けたい場合は、どこに連絡すればよいのですか？

A ◆定期検査全般について … 長野県計量検定所 検定・検査課

0263-47-4006

◆定期検査通知について … 伊那市役所 商工振興課

0265-78-4111 (代)

◆代検査の依頼 … 長野県計量協会

0263-40-5230

